

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (高経印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	520,000千円 H26.3.31まで	H26.1.23 ヌアクシヨットで (同日)	日本側 吉田潤在モーリタニア大使 モーリタニア側 シザイ・ウルド・ターハ経済・開発大臣	H26.2.6 41号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	450,000千円 H27.3.31まで	H26.11.27 ヌアクシヨットで (同日)	日本側 吉田潤在モーリタニア大使 モーリタニア側 シザイ・ウルド・ターハ経済・開発大臣	H26.12.10 371号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。